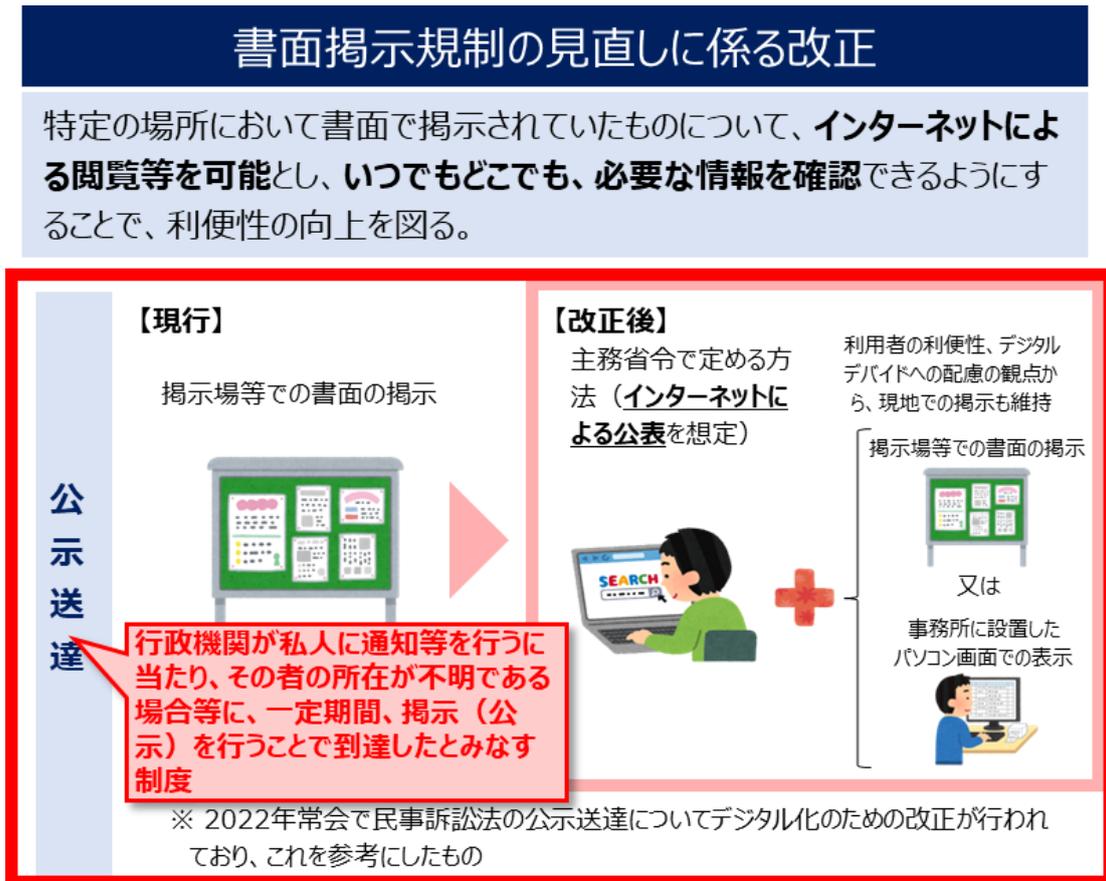


公告方法の変更に伴う関係条例の整備に関する条例について（議案第4号資料）

1 趣旨

公告とは公の機関がある事項を広く一般の人に知らせることをいい、条例の公布、公示送達等がある。現在の公告方法は、市役所前の掲示場に掲示して行っているが、デジタル規制改革推進の一括法において示された以下の方向性に沿って、原則、市ホームページに掲載する方法に変更する。



<出典：デジタル規制改革推進の一括法案についての資料>

2 主な改正内容

(1) 条例の公布等の方法の変更

条例の公布等について、市役所前の掲示場に掲示する方法を、市ホームページに掲載する方法に変更する。ただし、急施を要するときその他特別の事情があるときは、掲示場に掲示して行うことができることとする。

(2) 公示送達の方法の変更

国の法律改正の内容に沿って、市役所前の掲示場に掲示する方法を、市ホームページに掲載する方法に変更する。本市では、市ホームページを閲覧できる環境が無い方のために、市政資料コーナーに設置したパソコン画面で閲覧できるようにする。

3 改正の方式

公告方法の変更という一定の手続の変更に伴って、複数の条例を改正するものであるため、整備条例の方式によって改正を行う。

<参考> 整理・整備条例

一定の事実の発生・施策の実施、法令の制定・改廃等に伴って2つ以上の条例を改廃する必要が生じた場合に、1つの一部改正条例等の本則で条建てにより関係条例の改廃を行うもの。

No	条例名	主な改正条項	内容	所管部課
1	武蔵野市公告式条例（昭和25年8月武蔵野市条例第19号）	第2条 第2項	条例の公布の方法	総務部 自治法務課
2	武蔵野市財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和23年1月武蔵野市条例第4号）	第4条	財政事情の公表の方法	財務部 財政課
3	武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）	第13条 第3項	退職手当の支給制限の通知の <u>公示送達</u> の方法	総務部 人事課
4	武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）	第11条	市税に係る <u>公示送達</u> の方法 ※ <u>地方税法</u> の改正に伴うもの	財務部 市民税課
5	武蔵野市立公園条例（昭和58年3月武蔵野市条例第10号）	第15条 第1項	工作物等を保管した場合の公示の方法	環境部緑の まち推進課
6	武蔵野市行政手続条例（平成8年3月武蔵野市条例第5号）	第14条 第3項	聴聞の通知の <u>公示送達</u> の方法 ※ <u>行政手続法</u> の改正と同様の改正を行う。	総務部 総務課
7	武蔵野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月武蔵野市条例第5号）	第6条	後期高齢者医療に係る <u>公示送達</u> の方法 ※ <u>地方税法</u> の改正に伴うもの	健康福祉部 保険年金課

4 施行期日

令和8年4月1日とし、公示送達で国の法律改正の施行期日に合わせる必要のあるものは、国の法律改正の施行期日（条例の公布の日より前の場合は条例の公布の日）とする。

担当課 総務部自治法務課